

## 佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項及び佐久市いじめから子どもを守る条例（令和5年佐久市条例第15号）第10条の規定に基づき、佐久市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連絡調整を行うとともに、当該機関及び団体の連携の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進に関し、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議をする。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) いじめ防止等に関係する行政機関の職員及び団体の代表者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。